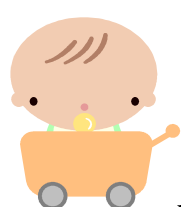


下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

妊娠4ヵ月(85日)以上経過した出産(死産・母体保護のための人工妊娠中絶含む)ですか。
(単なる経済的理由による中絶の場合は対象外)



はい

いいえ

妊娠4ヶ月(85日)未満は
請求できません。

直接支払制度を利用しましたか。
受取代理制度を利用しましたか。

はい

○直接支払制度利用の場合
医療機関が代理請求をします。
請求の必要はありません。
○受取代理制度の場合
事前に申請の必要があります。
「受取代理請求について」を参照。

いいえ

申請手続きをしてください。

- ・在職者の方は請求書を事業主[NECビジネスインテリジェンスに社会保険業務を委託している会社にお勤めの方は同社人事サービス統括部へ、それ以外はお勤めの会社の総務人事部門]に提出してください。出向者は出向元会社がお勤め会社です。
- ・退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

※注意事項

○添付書類

日本国内で出産した場合

- ・「直接支払制度の合意文書」写し(直接支払制度を利用していない旨が記入されているもの)
- ・医療機関発行の「領収・明細書」写し(産科医療制度加入の場合は所定の印が押印されていること。

海外で出産した場合

- ・現地発行の出生証明書(原紙)および日本語の翻訳文(翻訳者名記入)

支給の条件、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。